

## 富士見市と日本薬科大学との包括連携に関する協定書

富士見市（以下「甲」という。）と学校法人都築学園日本薬科大学（以下「乙」という。）は、包括連携に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、地域社会及び学術研究の発展並びに施策の充実のため相互に協力し、地域の活性化と人材の育成に寄与することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に協力するものとする。

- (1) 健康増進に関する事項
- (2) 学校教育に関する事項
- (3) 地域資源を活用した産業の振興に関する事項
- (4) 持続可能なまちづくりの推進に関する事項
- (5) 学術研究及び人材育成の振興に関する事項
- (6) その他上記の目的に関して、甲及び乙が協議して必要と認められる事項

### （協議事項）

第3条 連携協力事業の具体的事項については、甲及び乙が個別に協議して定めるものとする。

### （秘密保持）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく連携にあたり、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の保護に配慮するとともに活動上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に承諾を得た場合は、この限りではない。この定めは、この協定の有効期間終了後も同様とする。

### （有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して3年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新も同様とする。

### （疑義等の処理）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年10月5日

甲 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1  
富士見市  
富士見市長

乙 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室10281番地  
学校法人都築学園 日本薬科大学  
学長

星野 光弘

都築 稔